

社会福祉法人穴師福祉会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人穴師福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等報酬)

第3条 当法人の役員等への報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行なう場合、その費用弁償として2,000円を支払うことができる。

- (1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償。
- (2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償。

(改 廃)

第5条 本規定は、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成30年7月1日より施行する。